

第 85 回小田原市個人情報保護運営審議会会議録

1 日 時 令和 4 年（2022 年） 7 月 19 日（火） 午後 1 時 55 分～午後 2 時 55 分まで

2 場 所 小田原市役所 6 階 603 会議室

3 出 席 者

（1） 会 長 小室 充孝

（2） 委 員 成本 喜代子、関野 次男、前田 江美、石塚 勝巳、須藤 智
瀬戸 一春

※欠 席 本田 耕一

（3） 事務局 小川総務課長、石塚副課長、古澤主任

4 資 料 別紙のとおり

5 会議の概要

（1） 開 会

（2） 議 事

（3） そ の 他

（4） 閉 会

要旨は次の<諮問審議>のとおり

<諮問審議>

会 長

それでは、議題に入ります。

議題（１）前回会議の会議録の確認をします。事前に送付しました会議録内容に修正等がある委員は、発言願います。

各委員

（意見なし）

会 長

よろしいでしょうか。それでは、前回の会議録は、原案のとおり確定します。

次に、議題（２）諮問事項、総務課所管の「個人情報保護法の改正に伴う（仮称）小田原市個人情報保護法施行条例の主な規定に関する基本的な考えについて」を審議します。諮問内容の説明を求めます。

事務局

<石塚副課長が諮問書及び資料１の通番１～４まで説明>

会 長

それでは、事務局が今説明した範囲で、委員の皆様からご質問ございますか。

委 員

通番３番について、小田原市には地域に特化・配慮した個人情報はないということで、基本的に私もそうだと思うのですが、他の市でこれが存在するところはあるのでしょうか。

事務局

他の市の例はまだ調べ上げていないですが、次回までにどのようなものがあるのかを調べたいと思います。ただ、他の市町村でも、現在、条例要配慮個人情報を定めるのかどうかというのを検討しているところだと思います。現行の条例の中で、何か特化して取り扱い制限をかけているものはあまりないと思います。しかし、同和問題があるところは、取り扱いを配慮するものというところで示しているかもしれません。解説書で調べたところ、性的マイノリティや生活保護の利用、地元の同和問題があれば、それを配慮するというような形で書いてありました。

委 員

通番２の金額は、加工料ということですね。

事務局

そうです。要は民間に提案をしてもらって、こちらの方でお金をかけて加工する金額

を民間に請求するという形になるものです。

委員 データ量とかは関係なく 21,000 円で一律この金額なのでしょうか。

事務局 基本的には手数料としてこの金額で、それに加えて、その他にかかったものを実費で請求するという形になります。

委員 基本料+データ量のような形なのですね。

事務局 はい、そうです。民間の提案を審査するという全部の事務で、基本的手数料が 21,000 円もらえますという形のように。

委員 通番 1 の開示請求に係る手数料の関係で、開示件数はどのくらいあるのですか。

事務局 令和 3 年の状況ですと、個人情報開示請求自体は 36 件程ありまして、不存在での不開示を除きますと、実際に開示したのは 31 件だったと思います。

介護保険の主治医の意見書といったものが開示請求であって、枚数的には 1 枚か 2 枚なので、コピー代は 10 円か 20 円というところで、100 円以内で収まっているのがほとんどです。

委員 コピー代はいくらなのでしょうか。

事務局 コピー代は、白黒で 1 枚 10 円です。

委員 通番 4 の個人情報ファイル簿の関係ですが、現行でいう個人情報取扱事務登録簿なのですよね。登録簿というのは、件数はどのくらいあるのですか。

事務局 全て合わせて 700 は超えていたと思います。

委員 それがファイル簿になったら想定としてはどの程度の数になるのでしょうか。

事務局 事務単位で考えていますので、1個の登録簿でいろいろな事務があるのですが、同じような件数になるのではないかと考えています。

委員 個人情報ファイル簿は、1,000人以上の個人情報ファイルに限定しているという法の作成条件があるようですが。

事務局 はい、そうです。国の方は対象にするのは1,000人以上の個人情報でファイルを作る義務が生じます。

委員 それで、小田原市は1,000人というラインが関係ないわけですか。

事務局 そうです。現状の個人情報取扱事務登録簿は全然関係がないです。

委員 現状の登録簿を、今度新しくファイル簿という形に置き換えるということですよ。そのファイル簿というのは、想定だとどの程度の件数になるのでしょうか。

事務局 取り扱っている事務が1,000人未満の個人情報の場合でもファイル簿を作ろうと思っていますので、同じような件数になると考えています。

委員 では、1,000人という縛りはないということですか。

事務局 そうです。1,000人未満であっても作るという形で運用していきたいと基本的には考えています。現状は個人情報登録簿がありますが、それを個人情報ファイル簿の方に置き換えるという事務にしたいと考えています。

委員 現状の個人情報取扱事務登録簿は、どのように作られているのですか。

事務局 個人情報を取り扱う事務が、新規で発生した場合には、登録簿を作りなさいということになっています。あとは事務に変更があれば、変更をかけなさいということになっています。

委員 それは、例えば1年に一回、所管課が事務局の方に提出するという形ですか。

事務局 順次変更があれば登録変更してくださいということで呼びかけていますけれど、年に一回照会をかけて、変更はありませんかとか、新しくしてくださいという形で呼びかけているものです。

委員 そうするとファイル簿になっても同じようなやり方でやっていく感じになりますか。

事務局 そう考えております。

会長 他にいかがでしょうか。よろしければ次の説明をお願いします。

事務局 <石塚副課長が資料1の通番5～12まで説明>

会長 それでは、事務局が今説明した範囲で、委員の皆様からご質問ございますか。

委員 通番12について、この審議会は、オンライン結合がらみの案件が結構多かったと思うのですが、今回の法律の中でオンライン結合は位置づけ的にもないということですね。

事務局 はい。そうです。

委員 個人情報保護運営審議会は設置せず、個人情報保護審査会の方に役割を担っていただくという考えですね。審査会の委員の方は、学識経験者のような方が多いのではないかと思いますので、市民代表の方はおられるのですか。

事務局 個人情報保護審査会は、市民代表の方はいないです。現在は弁護士の方が2人と大学の教授が2人、あとは市のOBの5人の体制でやっております。

委員 この運営審議会は、市民代表の方がメインで構成されている訳ですけど、この辺のメンバー的な見直しはあり得るのでしょうか。

事務局 審査会の常時設置はしているのですけれど、案件があれば開催するという事なので、メンバー的な見直しは考えておりません。そういう意味で言うと市民代表というか、市民の意見が入りづらくなるというところは懸念材料だと考えていますが、案件的にはそれほどないだろうと思っています。

委員 審査会自体は、専門的な部分もあるのですが、今回のように条例の見直しの時には、市民代表の方が入っているというのがよいのではないかと少し思いました。

事務局 方法としては、条例の改正とかその辺の考え方を聞く際には、パブリックコメントもありますので、そちらの形もあるというところで考えております。

事務局 少し補足でございますが、小田原市の方ではいろいろと機関等を設置する際には、広く市民の意見を聞くという意味では公募委員という制度を設けておまして、広く市民感覚の意見を吸い上げるということを推進しております。それで、今の考えはご説明したとおりですが、今回ご意見をいただいて委員構成について改めて検討してみたいと思います。

委員 この審議会を設置しないこととなった場合は、審議会自体はいつまであるのですか。

事務局 法律が変わって条例を施行した時になりますので、3月31日で任期前倒しでの満了という形にさせていただきたいと思っております。

会長 それでは、本日の時点で、諮問事項について、ご意見を伺います。

事務局 先に補足しますと、基本的な流れとしましては、こちらで、この審議会のご意見を踏まえて、条例案と具体的な考え方をまとめて、パブリックコメントで、市民の方に全般的な意見を聞き、最終的に、条例案という形で議会に上がるという流れになります。予定では、12月議会に、議案提出という形で考えておまして、それが通れば来年の4月1日から施行するという形になります。

会長 条例案の諮問は、今度の8月で終わりにし、それ以降は、諮問はないですね。

事務局 はい。そうなります。

会 長 ご意見がある場合は、その時にまでにいうということですね。

事務局 そうです。また、次回までに、必要な情報等があれば言っていただいて。この場で意見がなくても、次回までに必要な情報等があれば言っていただき、資料を作る等の対応をしたいと思います。基本的には、次回もう一度ご意見を聞く場を設けまして、あとは通常の諮問案件が何件かありますので、そちらを審議していただきます。そちらが8月です。

会 長 本質的な議論には関係ないのかもしれませんが、少なくとも県内の他の市町村がどういう考え方をしているのか知りたいです。県条例も同じ話ですよ。

事務局 神奈川県もそうですし、各市町村も同じような形で動いています。その辺は情報を集めて次回用意しておきます。

委 員 この諮問に対する答申というのは、どのような形で出るのでしょうか。次回、何をやるのか、よく分かりません。

会 長 以前、条例について諮問されたことはありましたか。

事務局 ありました。

会 長 当時の答申の回答はどういったものでしたか。

事務局 当時は完全に条例案を示して、それが適当かどうかというところで意見をもらい、適当ですという答申になっています。

会 長 今回はどういう形になるのですか。

事務局 今回は、基本的な考え方が適当かどうかというところでご意見をいただく形です。

会 長 この諮問書自体が諮問になるのですか。

事務局 はい、そうです。

会 長 基本的な考え方がよいか、ここは改めるべきというような回答をする訳ですか。

事務局 はい。

会 長 他によろしいですか。

各委員 (意見なし)

会 長 それでは、本日はここまでとして、再度、次回の審議会にて、意見交換をしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

会 長 それでは、議題（3）その他に移ります。事務局から何かありますか。

事務局 特にございませんが、今回の会議録につきましては、事務局で草案を作成後、次回の会議で委員の皆様にご確認をさせていただいた後、行政情報センター、ホームページにて公開しますので、ご承知おきください。

会 長 それではこれもちまして、第 85 回小田原市個人情報保護運営審議会を閉会します。